

毎週火、金曜日発行（休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇告示 米飯提供業者の登録
国民健康保険条例の制定認可
昭和三十三年度製炭伝習事業の実施
完全看護実施の承認
保険医療機関の指定
保険医の登録
土地収用法による土地の立ち入り、測量及び調査
公有水面埋立免許
建設業者の登録
建設業者の更新登録

告示

未墾地買収予定
◇教委告示 鳥取県社会教育委員候補者を推せんする
期日及び推せん書様式
◇正誤 昭和三十三年五月十三日付鳥取県規則第十二号中訂正

鳥取県告示第二百十三号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）
第三十五条の四の規定に基き、昭和三十三年五月十五日
次の者に対し米飯提供業者の業者登録をした。
昭和三十三年五月二十日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号 登録年月日 氏名 屋号又は名称

六九三 三三、五、一五 山本 昭 美保の松
六九四 ” ” 綱本 巽 多津美荘

住所 営業所の所在地

境港市大正町一三二
東伯郡東郷町中興寺四七三

鳥取県告示第二百十四号

国民健康保険を行う岸本町に対し、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条の十三第二項の規定により、岸本町国民健康保険条例の制定を昭和三十三年三月三十一日認可した。

昭和三十三年五月二十日
鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第二百五十五号

昭和三十三年度における製炭伝習の期間、場所及び伝習生の人数並びに願書受付期間は、次のとおりである。

- 一 製炭伝習の期間 六箇月
昭和三十三年七月一日から
昭和三十三年十二月二十五日まで
- 二 製炭伝習の場所 八頭郡智頭町大字青津
- 三 製炭伝習生の人数 十五人

鳥取県知事 遠 藤 茂

四 願書受付の期間 昭和三十三年六月十日から
昭和三十三年六月二十日まで

鳥取県告示第二百十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）に基く完全看護の実施を次のとおり承認した。

昭和三十三年五月二十日
鳥取県知事 遠 藤 茂

施設	名称	所在地	対象	承認年月日	承認番号
鳥取県立 整肢学園	米子市上福原 一八三二ノ一	全部	昭和三十三年四月一日	看第六号	
			昭和三十三年五月二十日		

鳥取県告示第二百十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により次のように保険医療機関を指定した。

昭和三十三年五月二十日
鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第二百十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により次のように保険医の登録をした。

昭和三十三年五月二十日
鳥取県知事 遠 藤 茂

氏名	住所	診療機関	所在地	指定年月日
安達 孝礼	東伯郡東郷町大字中興寺三五八	鳥取市東町六〇	昭和三十三年四月十日	
船田 覚	西伯郡伯仙町尾高一二五九	東伯郡東伯町大字浦安三三四	三月三十一日	
上久保英市	鳥取市吉方二六五	東郷町大字中興寺三五八	四月一日	
潮 美史	西伯郡会見町三崎三七			
長谷川柳三	米子市車尾九〇四ノ五			
福井 健一	鳥取市東品治町二二			

氏名	住所	診療機関	所在地	指定年月日
安達 孝礼	東伯郡東郷町大字中興寺三五八	鳥取市東町六二七	昭和三十三年三月十三日	
船田 覚	西伯郡伯仙町尾高一二五九	六二八	四月十日	
上久保英市	鳥取市吉方二六五	六二九	四月一日	
潮 美史	西伯郡会見町三崎三七	六三〇	四月二十一日	
長谷川柳三	米子市車尾九〇四ノ五	六三一	五月一日	
福井 健一	鳥取市東品治町二二	鳥取二八九	四月二十三日	

鳥取県告示第二百十九号

土地収容法（昭昭二十六法律第二百十九号）第十一条第一項の規定により次の区域に立ち入り、測量及び物件調査をする旨中国四国地方建設局長から通知を受けた。

昭和三十三年五月二十日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 起業者 建設大臣
- 一 事業の種類 一級国道二十九号線改築工事
- 一 立ち入るべき土地 岩美郡津ノ井村大字海蔵寺及び紙子谷地内
- 一 立ち入り期間 昭和三十三年五月六日から昭和三十三年五月三十一日まで

鳥取県告示第二百二十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定により次のように公有水面の埋立を免許した。

昭和三十三年五月二十日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 埋立の場所 東伯郡東郷町大字引地字杭ノ和田地先水面
- 二 埋立の面積 四、五四二・五平方メートル
- 三 埋立工事の着手期限 昭和三十三年五月二十五日
- 四 埋立工事のしゅん工期限 昭和三十五年五月二十四日

五 埋立の目的 田地造成
六 埋立の免許を受けた者 東伯郡東郷町大字引地一四四番地 山崎 直久

鳥取県告示第二百二十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和三十三年五月二十日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号 登録年月日

名 称

おもな営業所の所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録
（ほ）第四八六号 昭三三、二九

大 谷 組

東伯郡東郷町大字長和田

大谷 藤吉

第四八七号 二、一二

川 本 組

八頭郡智頭町大字智頭

川本 亀二

第四八八号 二、二四

有限会社 佐野工務店

米子市紺屋町一〇八

佐野 秀雄

第四八九号 三、一〇

株式会社 吉田組

倉吉市宮川町一五九

吉田 照一

第四九〇号 三、一八

石 本 組

八頭郡家町大字池田七四

石本 一郎

第四九一号 三、一八

三 共 建 設

西伯郡伯仙町尾高五二五

石田 就音

第四九二号 三、一八

石 田 組

日野郡根雨町大字下榎一〇九

石田 清

第四九三号 三、一八

昭和建設工業株式会社

倉吉市福吉町二丁目一三五

西村 音造

第四九四号 三、一八

米花水道工業所

鳥取市立川町四丁目五

米花 三郎

第四九五号	株式会社久松水道工業所	吉方町三二八ノ一	加藤 良一
第四九六号	中山工業有限公司	八頭郡河原町	中山 信明
第四九七号	今田 組	日野郡多里村大字多里	今田 金治
第五〇〇号	由良鉄工株式会社	東伯郡由良町大字由良宿一六八ノ二	松本 雅夫
第五〇一号	入江 組	赤碓町大字赤碓	入江 長治
第五〇二号	有本建設	八頭郡河原町大字小畑二一九	有本 尊輝
第五〇三号	岩見工務店	岩美郡岩美町大字網代	岩見富次郎
第五〇四号	山住建設工業株式会社	鳥取市西町三五〇	安井 重美
第五〇五号	井中組	倉吉市福吉町二丁目一三五五	井中 光雄

鳥取県告示第二百二十二号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第八条の規定により次のように建設業者登録簿に更新登録をした。

昭和三十三年五月二十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号	登録年月日	名称	おもな営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 (注)第二九八号	昭三三、 一、二二	横山 組	鳥取市向国安二三一	横山 勇治
第二九五号	一、一一	酒本 組	岩美郡岩美町岩本三五六	酒本 善市

第二九七号	一、一一	協和建設有限公司	八頭郡若桜町高野	山本実治郎
第三〇〇号	一、二三	福井土木建築有限公司	倉吉市岡田一三	福井 重寿
第六五号	一、一一	協和工業株式会社	米子市万能町七九	角 徳治
第一〇号	一、一一	有限会社 森下工務所	鳥取市吉方町七八ノ四	秋山 勝治
第一三五号	一、二三	宮本建設有限公司	日野郡根雨町根雨	宮本 嘉吉
第四〇八号	一、二二	新 路 組	境港市竹田町	新路 実
第三〇一号	二、六	宇倍野建設有限公司	鳥取市吉方町一一八ノ一	井上 至誠
第一四一号	二、二三	気高建設株式会社	気高郡気高町勝見	木下 静造
第八六号	二、二六	中央建設株式会社	八頭郡河原町渡一木二六五ノ二	前田 喜彦
第七七号	二、一五	栄建設興業株式会社	東伯郡大栄町亀谷	山榑 友市
第一三八号	二、一一	船 山 組	東伯郡赤碓町出上三六八	福本 信親
第七〇号	二、九	特田水道工業所	米子市道笑町三丁目三二	特田 助一
第九〇号	三、二五	千代川建設株式会社	鳥取市古市新道四〇六	西村 義雄
第九八号	三、二五	小 林 組	行徳一八四	小林 菊造
第三一二号	三、二五	大和建設株式会社	八頭郡智頭町智頭六三八ノ三	笹尾 国蔵
第三〇六号	三、九	河 金 組	東伯郡羽合町橋津	河金 敬義
第三〇八号	三、二五	村 山 組	三朝町三朝	村山 治隆
第四四号	三、一〇	富士建設株式会社	米子市万能町三八	中本 正治

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十九号

鳥取県社会教育委員に関する条例（昭和二十四年十月鳥取県条例第六十一号）による鳥取県社会教育委員の委嘱を行うにあたり、県内に事務所を有する社会教育に関する事業を行うことを主たる目的としている各社会教育関係団体が鳥取県社会教育委員候補者を推せんする期日及び推せん書様式は次のとおりとする。

昭和三十三年五月二十日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 稜

一 推せん期間 昭和三十三年五月二十三日から五月三十一日まで

二 推せん書様式

昭和三十三年 月 日

推せん団体代表者 氏 名 圃

鳥取県教育委員会委員長殿

鳥取県社会教育委員候補者の推せんについて

昭和三十三年五月二十日鳥取県教育委員会告示第十九号により鳥取県社会教育委員候補者に 何 某 を左記調書を添へて推せんします。

記

鳥取県社会教育委員候補者調書

氏名	
生年月日	
住 所	
職業（勤務先）	
当該団体における役職名	
最終卒業学校名	

備考

- 1 団体規約を一部添付すること。
- 2 推せん書は鳥取県教育委員会事務局社会教育課に送付すること。

正 誤

昭和三十三年五月十三日付鳥取県規則第十二号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁 段 行 誤

一 下 七 第十六条第二項に

” ” 一五 生業に見込の……

二 ” ” 二 修得する要する

三 上 一 申出があるとき、

” 下 六 、第二号様式による借入……

四 上 一八 償還期を……

” 下 一五 借受人は……

正

第三十四条第二項に

生業につく見込の……

修得するに要する

申出があるときは、

借入……

償還期間を……

借受人又は……